

平成26年第4回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成26年6月5日～6月25日】

●市長提出議案（補正予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
61	平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第1号）	<p>一般会計補正予算（第1号）では、国・県の補助事業の追加・変更に伴う事業費の補正など3億4637万円を追加し、また、一般会計補正予算（第2号）では、議案第73号伊賀市庁舎整備に関する住民投票条例の可決に基づく、住民投票の執行経費について、3479万4000円を追加している。</p> <p>国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、社会保障・税番号制度導入に伴い、システム改修委託料556万8000円を計上している。</p> <p>公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、地方公営企業会計へ移行するための固定資産等調査業務が複数年かかる見込みのため、債務負担行為の設定を行っている。</p> <p>後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、社会保障・税番号制度導入に伴い、システム改修委託料260万5000円を計上している。</p> <p>以上、今回の補正は、一般会計及び特別会計を合わせて、3億8933万7000円を増額し、補正後の全会計の予算総額を760億9882万5000円となっている。</p>	原案可決
62	平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
63	平成26年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）		原案可決
64	平成26年度三重県伊賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		原案可決
74	平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第2号）		原案可決

●市長提出議案（予算関係議案を除く。）

議案番号	件名	概要	議決結果
65	伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定について	<p>【提案理由】水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行により、自衛水防に関する取組みを一層強化するため、浸水想定区域内にある大規模な工場等で、洪水時に必要な措置を行う対象とされる施設であって、地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模の基準を定めるため、条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】対象となる大規模工場等の用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で延べ面積1万㎡以上のものとする。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案可決

66	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p>【提案理由】 体育施設では、安全安心な施設管理や質の高いサービスが求められており、体育施設管理士や体育施設運営士などの資格取得者を配置することが望ましいとされている。特にB&amp;G海洋センターにおいては、B&amp;G財団が養成したB&amp;G海洋性レクリエーション指導員を設置する必要があることから、これらの資格取得者による長期的な管理運営ができるよう指定管理者による指定期間を変更する。</p> <p>【改正内容】 指定管理者の指定期間を3年から5年に変更する。</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	原案可決																										
67	伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】 平成27年度から研修医（医師の経験年数2年未満の者）を正職員として採用するに当たり、その給与を定めるため本条例の一部を改正する。</p> <p>【改正後の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医師確保手当（いずれも月額）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="645 534 1529 794"> <thead> <tr> <th>医師の経験年数区分</th> <th>通常分</th> <th>加算分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以上</td> <td rowspan="5">給料月額の25%に相当する額</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>7年以上10年未満</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>3年以上7年未満</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>2年未満（研修医）</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●研究手当 医師（医師の経験年数2年未満の者を除く。）に対して、月額100,000円</li> <li>●職務手当</li> </ul> <table border="1" data-bbox="633 877 1406 1137"> <thead> <tr> <th>医師の経験年数区分</th> <th>手当の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以上</td> <td>199,200円</td> </tr> <tr> <td>7年以上10年未満</td> <td>163,300円</td> </tr> <tr> <td>3年以上7年未満</td> <td>110,300円</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>2年未満（研修医）</td> <td>16,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	医師の経験年数区分	通常分	加算分	10年以上	給料月額の25%に相当する額	150,000円	7年以上10年未満	180,000円	3年以上7年未満	170,000円	2年以上3年未満	100,000円	2年未満（研修医）	100,000円	医師の経験年数区分	手当の額（月額）	10年以上	199,200円	7年以上10年未満	163,300円	3年以上7年未満	110,300円	2年以上3年未満	56,000円	2年未満（研修医）	16,600円	原案可決
医師の経験年数区分	通常分	加算分																											
10年以上	給料月額の25%に相当する額	150,000円																											
7年以上10年未満		180,000円																											
3年以上7年未満		170,000円																											
2年以上3年未満		100,000円																											
2年未満（研修医）		100,000円																											
医師の経験年数区分	手当の額（月額）																												
10年以上	199,200円																												
7年以上10年未満	163,300円																												
3年以上7年未満	110,300円																												
2年以上3年未満	56,000円																												
2年未満（研修医）	16,600円																												
68	伊賀市火災予防条例の一部改正について	<p>【改正理由】 消防法施行令の一部改正により、昨年発生した福知山花火大会での火災事故を踏まえ、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、本条例の一部を改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祭礼、花火大会など多数の者の集合する催しにおいて対象火気器具類を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付ける。</li> <li>・祭礼、花火大会等のうち大規模なもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそ</li> </ul>	原案可決																										

		<p>れがあると認めるものを消防署長が「指定催し」として指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定催しの主催者の防火管理（防火担当者の定め、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等）を規定する。</li> <li>・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して開設する露店等を追加する。</li> <li>・当該計画を提出しなかった者への罰則を規定する。</li> </ul> <p>【施行期日】平成26年8月1日。ただし、施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しには、改正後の第42条の2及び第42条の3の規定は適用しない。</p>	
69	専決処分の承認について	<p>【専決処分内容】</p> <p>○平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号 平成25年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額を平成26年度予算として補正する専決処分を行った</p>	承認
70	専決処分の承認について	<p>【専決処分内容】</p> <p>○平成26年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算第1号 平成25年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額を平成26年度予算として補正する専決処分を行った。</p>	承認
71・72	人権擁護委員候補者の推薦について	<p>【提案内容】平成26年9月30日で任期満了となる2名の人権擁護委員の後任の候補者を推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者：大川照郎氏、西田麒代彦氏</li> <li>・任期：平成26年10月1日から3年間</li> </ul>	同意
73	伊賀市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	<p>【提案理由】庁舎整備に係る庁舎位置について、住民の意思を確認するため住民投票を実施することに伴い、必要な事項を定めるため条例を制定する。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎の位置について、次の2つの選択肢から住民投票を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①三重県伊賀庁舎隣接地（四十九町）に賛成</li> <li>②現庁舎地（上野丸之内）に賛成</li> </ul> </li> <li>○住民投票の期日 この条例の施行の日から90日を経過するまでの日において市長が定める。</li> <li>○投票資格者 投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者（市長選挙又は市議会議員選挙と同様）</li> <li>○情報の提供</li> </ul>	原案可決

	<p>住民投票の適正な執行を確保するため、必要な庁舎整備に関する情報を、公平かつ公正に提供するよう努める。</p> <p>○投票の促進 市長その他関係団体は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票を促すよう努める。</p> <p>○開票 住民投票は、投票者の総数が投票資格者の2分の1に満たないときは成立しないものとし、その場合、開票作業その他の作業は行わない。</p> <p>○投票結果の取扱い 市長及び市議会は、住民投票の結果を庁舎整備の参考とする。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	
--	---	--

●議員提出議案

発議番号	件名	提出者	概要	議決結果
5	地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の追加について	上田 宗久 赤堀 久実 嶋岡 壯吉 岩田 佐俊	<p>【追加の理由】市営住宅の家賃滞納処理について、支払意思が欠如しているなどの滞納者に対する法的措置が迅速に行えるようにするため、当該事項を新たに追加する。</p> <p>【追加する事項】市営住宅に関する調停及び訴訟に関すること。</p> <p>【効力の発生】議決の日から</p>	原案可決
6	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書(案)の提出について	赤堀 久実 嶋岡 壯吉 上田 宗久 岩田 佐俊 森岡 昭二	<p>シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少している。</p> <p>鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行う。</p> <p>法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることになるが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。</p>	原案可決

			<p>2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。</p> <p>3 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>【提出先：内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣】</p>	
7	<p>集団的自衛権行使容認に関して慎重審議を求める意見書（案）の提出について</p>	<p>田中 覚 稲森 稔尚 百上 真奈</p>	<p>政府内において集団的自衛権の行使を容認するための動きが加速されている。集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」であり、この間の歴代政権は「憲法上、集団的自衛権の行使は認められない」と国会で繰り返し公式見解としてきた。</p> <p>憲法とこれまでの公式見解で集団的自衛権の行使を禁じてきたものを、主権者である国民の十分な合意形成と国権の最高機関である国会の慎重審議もない中で、時々の政権の判断により閣議決定という手法で憲法解釈を変更し、行使容認することは認めることはできない。また、憲法はいうまでもなく国家権力を規制する最高法規であり、安易な憲法解釈で変更が可能となるのであれば立憲主義の基本も危ぶまれる。</p> <p>よって本市議会は、国会及び政府において、集団的自衛権行使に向けた政府の憲法解釈による容認を拙速に行うことなく、十分な国民的論議を尽くすことが必要であることから、下記の事項を強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 集団的自衛権行使容認に関する国会における論議については、慎重な審議を尽くすこと。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、防衛大臣、内閣法制局長官】</p>	<p>原案 否決</p>
8	<p>「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）の提出について</p>	<p>岩田 佐俊 赤堀 久実 嶋岡 壯吉 上田 宗久 森岡 昭二</p>	<p>手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。</p> <p>しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。</p> <p>2006（平成18）年12月に国連で採択され、日本でも2014（平成26）年1月に批准、2月に発効した障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立</p>	<p>原案 可決</p>

		<p>した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p><b>【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣】</b></p>	
--	--	---	--

●請願

番号	件名	請願者	要旨	紹介議員	議決結果
11	手話言語法（仮称）制定を求めることについて	伊賀市久米町 854-16 伊賀市聴覚障害者協会 会長 橋本たき子	手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出を求める。	嶋岡 壯吉 福田 香織 生中 正嗣 近森 正利 中井 洸一 中谷 一彦 北出 忠良 空森 栄幸 岩田 佐俊 森岡 昭二	採 択
12	伊賀市残土条例制定を求めることについて	伊賀市木興町 1064-286 NPO法人廃棄物問題 ネットワーク三重 代表理事 吉田ミサヲ	残土による汚染から生活環境を保全し、保護するため、伊賀市独自の残土条例を早急に制定することが、市民の生活環境を保全するために緊急を要する課題であると考え。よって、「伊賀市土砂等の埋立て等による環境汚染防止条例（残土条例）」の速やかな制定を求める。	赤堀 久実 嶋岡 壯吉 上田 宗久 中谷 一彦 百上 真奈 森岡 昭二	採 択
13	住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求めることについて	津市広明町 297 国土交通労働組合 東海建設支部 三重県協議会 議長 吉村 浩司	国の出先機関の廃止を目的とした「地方分権改革」や「道州制」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、国・地方行政が力を合わせて地域住民の生活を守ると言う方向にはならないと考える。 ついては、以下の項目について、国に対して要請していただきたい。 【請願事項】 1. 国民・地域住民が安心して生活出来るよう、国と地方の共同を強めるとともに、国土交通行政の体制・機能の充実をはかって下さい 2. 「道州制導入ありき」ではなく国民のための議論を進めると共に、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必	稲森 稔尚 百上 真奈	不採択

			<p>要な、国の出先機関である地方気象台、地方整備局、地方運輸局、地方航空局のほか、独立行政法人の体制・機能の充実をはかって下さい</p> <p>3. 国、地方の予算配分を震災などの防災予算や生活関連へ重点配分をして下さい</p>		
14	国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求めることについて	津市広明町 297 国土交通労働組合 東海建設支部 三重県協議会 議長 吉村 浩司	<p>国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するために、以下の項目について、国に対し要請いただくとともに、貴自治体においても実現いただきたい。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換して下さい</p> <p>(1) 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換して下さい。</p> <p>(2) 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行なえる体制をつくって下さい。</p> <p>(3) 国の果たすべき責任を放棄し、地域間格差を産む恐れのある「地方分権」や「道州制」は行わないで下さい。</p> <p>(4) 地域の安全・安心を支える地場中小建設業者の経営安定のための施策を実施して下さい。</p> <p>2. 公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保して下さい</p> <p>(1) 公契約法（公共事業における賃金等確保法）・条例を制定して下さい。</p> <p>(2) 建設産業の一方向的な元下関係を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みをつくって下さい。</p> <p>(3) 公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札・契約制度をつくって下さい。</p> <p>(4) 建設現場労災、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために防止対策を強化して下さい。また、不幸にして被災した患者をすみやかに救済して下さい。</p>	稲森 稔尚 百上 真奈	不採択

			<p>(5) 建設業および建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないで下さい。</p> <p>(6) 中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施・徹底させて下さい。</p>		
15	安心して働き続けることができる労働環境の整備を求めることについて	伊賀市上野丸之内 182 番地の3 連合三重伊賀地域協議会 議長 小野 佳秀	<p>下記事項について、国会及び関係行政庁へ意見書を提出いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 所得向上を起点とした経済の好循環の実現による日本経済・社会の持続的な成長を実現するため、安定的な雇用と均等・均衡な処遇の下で、安心して働き続けることができる雇用・労働環境を整備するための法改正を行うこと。</p> <p>2. 特に労働者派遣法については、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。</p> <p>3. 雇用・労働政策に係る議論は、国際基準であるILOの三者構成主義に則って労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。</p>	稲森 稔尚 百上 真奈	不採択
16	伊賀鉄道（伊賀線）に新駅設置を求めることについて	伊賀市四十九町 1757-2 伊賀市四十九町自治会 会長 前川 輝昭	現在、当地域内で建設工事が進められている大型商業施設に隣接する伊賀鉄道（伊賀線）の新たな駅を設置いただきたい。	赤堀 久実 福岡 正康 森川 徹 木津 直樹 空森 栄幸 中岡 久徳	採 択